

在京きたしおばら会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、在京きたしおばら会（略称：在京会）という。

(事務所)

第2条 本会の事務所を、福島県北塩原村役場総務企画課 に置く。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の親睦と対話を図りながら北塩原村の活性化と発展向上に繋がる情報や事項を共有して思考選別し、それらを北塩原村役場（以下「村役場」という）へ具体的に提案寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) 会員の親睦と情報交換を行うための企画と実施。
- 2) 村役場への提案を具体化するための活動。
- 3) 村役場との情報交換、連絡、折衝等に関する活動。
- 4) 会員の募集、名簿および会報の発行。
- 5) その他必要な事業。

第2章 会員

(会員種別)

第5条 本会の会員は、首都圏に居住または勤務する者とし、次のとおりとする。

- 1) 正会員
 - ・北塩原村出身者とその子孫やその配偶者および北塩原村にゆかりのある者
- 2) 名誉会員
 - ・幹事会の承認を得た者
- 3) 準会員
 - ・次世代を担う北塩原村出身の学生

(入会)

第6条 本会の会員になろうとするものは、入会申込書を会長に提出し、幹事会の承認を得なければならない。

(登録事項の変更)

第7条 本会の会員は、氏名、住所、勤務先などに変更があった場合、速やかに本会事務局に届け出るものとする。

(会費)

第8条 本会の会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 本会の会員が退会しようとするときは、その旨を会長に届けでなければならない。

- 2 会員が死亡した場合は、退会したものとみなす。
- 3 年会費を連続3回未納の会員は、退会したものとみなす。

第3章 役員

(役員)

第10条 本会に次の役員を置き、会務を執行する。

- 1) 会長 1名
- 2) 副会長 2名
- 3) 幹事長 1名
- 4) 書記 1名
- 5) 会計 1名
- 6) 実行委員 若干名
- 7) 会計監査 2名

2 本会に相談役を置くことができる。相談役は、原則として会長経験者の中から会長が任命する。

(役員の仕事)

第11条 役員の仕事は次のとおりとする。

- 1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- 2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の仕事を代行する。
- 3) 幹事長は在京きたしおばら会における事業を円滑に実施するため、行事等を統括する。
- 4) 書記は本会の庶務を行うと共に、村役場総務企画課と密に連絡を取り、良好な関係を維持して事務処理等の協力関係を築く。
- 5) 会計は本会の経理事務の一切を行ない、本会の財産を管理する。
- 6) 実行委員は、必要に応じて設置したテーマ毎の分科会を分担して担当し、テーマの推進やテーマの具体性を検討して本会の事業推進にあたる。
- 7) 会計監査は本会の会計及び資産を監査し、総会に報告する。

(役員を選任)

第12条 役員は正会員の中から総会で選出する。

- 1) 会長の選任は、幹事会の推薦により総会において決定する。
- 2) 副会長、幹事長、書記、会計、実行委員および会計監査は会長の推薦により委嘱し、総会において選任する。

(役員任期)

第13条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- 3 前項の定めにもかかわらず、補欠または増員により選任された役員は会長の推薦により、幹事会において委嘱する。
- 4 役員は、辞任または任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでその職務を行うものとする。

第4章 会議

(会議の種別)

第14条 本会の会議は、総会、幹事会および分科会とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第15条 総会は、正会員をもって構成する。ただし、オブザーバーとして北塩原村三役および各課等の長、村議会議員、名誉会員、準会員も出席できるものとする。

- 2 幹事会は、会長、副会長、幹事長、書記、会計、実行委員で組織する。
- 3 分科会は、実行委員がテーマ毎に分割担当して検討・協議する会合とし、担当の実行委員が複数の委員を任意に指名して構成する。

(機能)

第16条 総会は、この規約に別に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

- 2 幹事会は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項を決定し、総会においてその活動を報告し承認を得る。
 - (1) 総会の議決した事項の執行に関する件
 - (2) 総会に付議すべき事柄
 - (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項
- 3 分科会は、テーマ毎に検討・協議して具体的な情報加工をし、その内容を幹事会に提供する。

(開催)

第17条 通常総会は毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、幹事会が必要と認めた場合に開催する。

- 3 幹事会は、会長が必要と認めた場合に開催する。
- 4 分科会は、テーマ毎の分割担当実行委員がそれぞれに招集して開催する。

(招 集)

第 18 条 総会及び幹事会は会長が招集する。

(議 長)

第 19 条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選任する。

- 2 幹事会の議長は、会長がその任に当たる。

(定足数)

第 20 条 会議は、総会においては正会員数の過半数以上（委任状を含む）、幹事会においては構成員数の 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。また、分科会の定足数については特に定めない。

(議 決)

第 21 条 会議の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 5 章 分科会

(分科会)

第 22 条 本会に、事業の円滑な遂行を図るための執行機関として、テーマ名を冠した分科会を設け、テーマ毎に実行委員がそれぞれの長となってその任務に当たり、幹事会はその執行業務に協力しなければならない。

- 2 実行委員は、それぞれ担当する分科会を構成する委員複数名を任命し、テーマを検討・協議する会合を持ち、結論を具体的にまとめるものとする。
- 3 実行委員は、結論を幹事会で報告する。

第 6 章 会計、事業計画等

(本会の経費)

第 23 条 本会の運営は次の各項にあげる資産により成される。

- 1) 会費
- 2) 寄付金
- 3) 事業に伴う収入
- 4) 資産から生じた利子
- 5) その他の収入

(事業年度)

第 24 条 本会の事業年度は 4 月 1 日に始まり、翌 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 25 条 本会の事業計画書及び予算は、会長が作成し、総会の承認を得なければならない。

(暫定予算)

第 26 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、幹事会の議決を経て新たな予算が成立する日まで前事業年度の予算に準じ収入し、又は支出することができる。

2 前項の規定による収入又は支出は、予算が承認された場合新たに成立した予算の収入又は支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 27 条 本会の事業報告書、収支決算書は毎事業年度ごとに会長が作成し、会計監査の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(特別会計)

第 28 条 本会は、必要があるときは、総会の議決を得て、特別会計を設けることができる。

(収支差額の処分)

第 29 条 本会の収支決算に差額が生じたときは、総会の承認を得て、その全部又は一部を積み立て、または翌事業年度に繰り越すことができる。

第 7 章 規約の改正、実施細則

(規約改正)

第 30 条 規約は幹事会の 3 分の 2 以上が必要と認めたとき、総会の議決を経て改正できる。

(細則の制定)

第 31 条 実施細則は必要に応じて、規約に基づいて別途に定める。

第 8 章 簿冊

(書類の保管)

第 32 条 本会に次の書類を備え、会長並びに会計がこれを保管する。

- 1) 会員及び役員名簿
- 2) 資産台帳

- 3) 金銭出納帳
- 4) 議事録
- 5) その他必要な書類

附 則

(施行期日)

1 本規約は、平成 28 年 1 月 1 日から施行実施する。

(役員任期の特例)

2 本会の設立総会において選任された役員の任期は、第 13 条の規定にかかわらず、平成 30 年 3 月 31 日までとする。

附 則

(令和元年 5 月 19 日一部改正)

本規約は、令和元年 5 月 19 日から適用する。ただし、第 9 条 3 項については、規約施行当初に遡って適用するものとする。